

関西防災・減災プラン 変更の概要

: 今回、府地域
防災計画に反映

平成 24 年に策定した関西防災・減災プラン（総則及び地震・津波災害対策編）（以下「プラン」という。）について、以下の「見直しの視点」を踏まえ、変更を行う。

I 見直しの視点

1 法律改正等を踏まえた修正

(1) 災害対策基本法改正

- ・国等のプッシュ型支援
- ・物資供給事業者等との協力・連携
- ・他の市町村及び都道府県等への「災害応急対策」へ業務拡大
- ・広域一時滞在 等

(2) 大規模災害からの復興に関する法律創設

大規模災害からの復興の枠組の新設

(3) 国発表の南海トラフ巨大地震にかかる被害想定

(4) 「避難所運営ガイドライン」(H28.4 内閣府公表) との整合

(5) 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方（報告）との整合

2 熊本地震・鳥取県中部地震の課題を踏まえた修正

(1) 「地方公共団体の災害時受援体制ガイドライン」(H29.3 内閣府公表) との整合

(2) 「平成 28 年熊本地震 関西広域連合支援活動の記録」での課題等を踏まえた修正

- ・災害対策支援調整会議の設置
- ・広域防災局事務局所管府県が甚大な被害を受けた場合の広域防災局事務局の代行
- ・支援チーム派遣
- ・情報共有の徹底
- ・避難所の民間委託又は自主運営（防災士等との連携協力）
- ・避難所運営での女性、子供のいる家族及びペット同行避難者への配慮
- ・全国ボランティア組織との連携 等

(3) 災害情報の取扱方針の明確化

(4) 救援物資の扱い

- ・市町村の物資拠点被災による都道府県の機能代替 等

(5) 自助・共助の取組の強調

- ・家庭、地域コミュニティ、事業所での減災の取組の普及啓発

3 計画の効果や実効性を確保する枠組み

(1) 訓練検証結果のプランへの反映など定期的な点検により計画の効果や実効性を確保

(2) プランと府県地域防災計画との整合性及び府県と市町村との関係整理

4 これまでの広域連合の取組の反映等

- ・緊急物資円滑供給システム
- ・南海トラフ応急対応マニュアル 等

5 対象とする災害の再整理・明確化

(1) 航空機事故等大規模事故災害、大規模テロ等危機管理事案など広域的な対応が必要とする災害への対応の明記

(2) 複合災害への対応方針